

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 上告却下及び上告受理申立て却下決定に対する許可
抗告申立て事件

国側当事者・国(竜ヶ崎税務署長)

平成23年11月8日不許可・特別抗告

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23
年9月5日判決、本資料261号-158・順号11748)

決 定

申立人 甲

同代理人弁護士 牛木 純郎

申立人は、当庁平成●●年(〇〇)第●●号所得税更正処分取消等上告提起事件及び平成●●年
(〇〇)第●●号所得税更正処分取消等上告受理申立て事件について、当裁判所が平成23年9月
5日にした決定に対し、抗告許可の申立てをした。しかし、申立ての理由によれば、上記決定につい
て、民事訴訟法337条2項所定の事項が含まれるとは認められない。

よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件抗告を許可しない。
- 2 申立て費用は申立人の負担とする。

平成23年11月8日

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 春日 通良

裁判官 太田 武聖

裁判官 小林 元二